

無料で調停実施中(平成23年3月31日まで)

こんな「もめごと」があれば、ご相談ください!

知人にお金を貸したが返してもらえない。ただし、相手はすぐに返せるお金を持っていないと思う。

隣人の騒音やゴミの腐臭で困っていて、相手方に損害賠償を請求したい。

賃貸マンションから退去したとき、大家さんに敷金を返してくれとお願いしたが、全く返してくれない。

少額の売掛債権が回収できない。法的手段は費用がかかるので避けたいが、泣き寝入りはしたくない。

勤務している会社が経営不振で、給料が未払いになっている。生活ができないので、給与の支払いを請求したい。

自分の子供が相手方の子供にケガをさせられたので、損害賠償を請求したい。

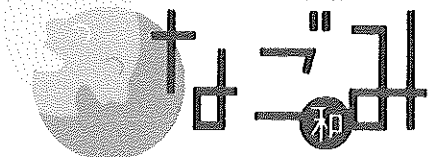
☆ 当調停センターでは、上記のような民事に関する問題について(ただし、請求額が140万円以内の問題に限ります。)、当事者双方が認定司法書士(調停人)を交えて話し合いをすることにより、当事者が双方の事情や感情を理解し、当事者双方が納得する解決策を探すための手続です。

☆ 当センターの特徴は次のとおりです。

- ・ 当事者が感情的になってしまい、それが問題解決を阻んでいるような場合に、第三者を交えて話し合うことにより、冷静になり、問題解決に近づくことができる!
- ・ 手続は、迅速に進みますので、早ければ申立から1か月ほどで解決できる場合もある!

☆ 当センターの調停手続を利用するためには、申立人は、センターへ申立書などの書類の提出と3万1500円(申立手数料:2万1000円+調停開催手数料1回分:1万500円)のお支払いが必要となります。ただし、平成23年3月31日までに調停利用申立書を提出された件については、無料で調停手続を利用していただくことができます。

滋賀県司法書士会調停センター



〒520-0056 滋賀県大津市末広町7番5号

電話 077-525-1093 FAX 077-522-1396

ホームページ <http://www.滋賀県司法書士会.jp/>

Eメール sigakai@mx.bw.dream.jp